

第四十三回 参議院商工委員会議録

第十六号

(一四四)

昭和三十八年三月二十六日(火曜日)
午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤間文三君
正吉君
幸雄君
信一君
長年君

委員 理事

上原正吉君
岸田幸雄君
近藤信一君
向井長年君○採石法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(内閣提出)

○公害の未然防止に資する採石業について、その事業の安定と健全な発達の基礎を与える目的のもとに制定されたものであります。

その後最近において、採石業がますます活況を呈するに伴い、採石による公害も増加する傾向がうかがわれます

が、一方これを取り締まる現行採石法の監督規定は、これららの公害の実態に

対応して適時適切な防止措置を講ずるには、必ずしも十分ではないと認めら

れるに至つたのであります。

このたびの改正は、その監督規定の強化整備という点を取り上げたものであります。その主要な改正点は次のとおりであります。

まず第一は、採石業の監督命令について、新たに次の二種類のものを追加したことであります。

その一つは、公害を一定の施設計画との関連で事前に適切に処理するため

に、公害を生ずるおそれのある採石業者に対して、国が認可した公害防止の方法に従つて作業を行なわせることとした点であり、いま一つは、事態が緊急であり、公害を防止するため、他に方法がないと認められるときは、採石石法の一部を改正する法律案を議題に供します。福田通産業大臣から説明を聴取いたします。

○國務大臣(福田一君) 採石法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。
採石法は、昭和二十五年に、当園民経済上の重要性が増大しつつあつた採石業について、その事業の安定と健全な発達の基礎を与える目的のもとに制定されたものであります。

府県知事が通産業局長に対して、必要な措置命令をとるよう請求すること

ができます。第三は、採石業の監督に関し、都道府県知事が通産業局長に対しても

いたいと思います。

○政府委員(倉八正君) お答えいたし

ます。今豊田先生の御指摘のように三つの段階に分かれていますが、今度

検査は二つでございまして、一つは

協力関係が「そう緊密となり、有効適切な指導監督が行なわれるよう配慮し

たことであります。

○委員長(赤間文三君) 本日は、採石法の一部を改正する法律案及び私的

鉱物探鉱融資事業団法案、高圧ガス取

正する法律案については、本日中に討

論採決を行なうことになりましたの

で、御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) それでは、こ

れより議事に入ります。

昨日本委員会に付託せられました採

石法の一部を改正する法律案を議題に

供します。福田通産業大臣から説明

を聴取いたします。

○國務大臣(福田一君) 採石法の一部

を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。

○委員長(赤間文三君) 本日の会議に付した案件

○採石法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣

提出、衆議院送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律(内閣提出)

○公害の未然防止に資する採石業

について、その事業の安定と健

全な発達の基礎を与える目的のもとに

制定されたものであります。

その後最近において、採石業がます

ます活況を呈するに伴い、採石による

公害も増加する傾向がうかがわれます

が、一方これを取り締まる現行採石法

の監督規定は、これららの公害の実態に

対応して適時適切な防止措置を講ずるには、必ずしも十分ではないと認めら

れるに至つたのであります。

このたびの改正は、その監督規定の強化整備という点を取り上げたものであります。その主要な改正点は次のとおりであります。

まず第一は、採石業の監督命令につ

いて、新たに次の二種類のものを追加

したことであります。

○委員長(赤間文三君) 本日は、採石法の一部を改正する法律案及び私的

鉱物探鉱融資事業団法案、高圧ガス取

正する法律案については、本日中に討

論採決を行なうことになりましたの

で、御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) それでは、こ

れより議事に入ります。

昨日本委員会に付託せられました採

石法の一部を改正する法律案を議題に

供します。福田通産業大臣から説明

を聴取いたします。

○國務大臣(福田一君) 採石法の一部

を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。

○委員長(赤間文三君) 本日の会議に付した案件

○採石法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣

提出、衆議院送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律(内閣提出)

○公害の未然防止に資する採石業

について、その事業の安定と健

全な発達の基礎を与える目的のもとに

制定されたものであります。

その後最近において、採石業がます

ます活況を呈するに伴い、採石による

公害も増加する傾向がうかがわれます

が、一方これを取り締まる現行採石法

の監督規定は、これららの公害の実態に

対応して適時適切な防止措置を講ずるには、必ずしも十分ではないと認めら

れるに至つたのであります。

このたびの改正は、その監督規定の強化整備という点を取り上げたものであります。その主要な改正点は次のとおりであります。

まず第一は、採石業の監督命令につ

いて、新たに次の二種類のものを追加

したことであります。

○委員長(赤間文三君) 本日は、採石法の一部を改正する法律案及び私的

鉱物探鉱融資事業団法案、高圧ガス取

正する法律案については、本日中に討

論採決を行なうことになりましたの

で、御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) それでは、こ

れより議事に入ります。

昨日本委員会に付託せられました採

石法の一部を改正する法律案を議題に

供します。福田通産業大臣から説明

を聴取いたします。

○國務大臣(福田一君) 採石法の一部

を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。

○委員長(赤間文三君) 本日の会議に付した案件

○採石法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣

提出、衆議院送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律(内閣提出)

○公害の未然防止に資する採石業

について、その事業の安定と健

全な発達の基礎を与える目的のもとに

制定されたものであります。

その後最近において、採石業がます

ます活況を呈するに伴い、採石による

公害も増加する傾向がうかがわれます

が、一方これを取り締まる現行採石法

の監督規定は、これららの公害の実態に

対応して適時適切な防止措置を講ずるには、必ずしも十分ではないと認めら

れるに至つたのであります。

このたびの改正は、その監督規定の強化整備という点を取り上げたものであります。その主要な改正点は次のとおりであります。

まず第一は、採石業の監督命令につ

いて、新たに次の二種類のものを追加

したことであります。

○委員長(赤間文三君) 本日は、採石法の一部を改正する法律案及び私的

鉱物探鉱融資事業団法案、高圧ガス取

正する法律案については、本日中に討

論採決を行なうことになりましたの

で、御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) それでは、こ

れより議事に入ります。

昨日本委員会に付託せられました採

石法の一部を改正する法律案を議題に

供します。福田通産業大臣から説明

を聴取いたします。

○國務大臣(福田一君) 採石法の一部

を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。

○委員長(赤間文三君) 本日の会議に付した案件

○採石法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣

提出、衆議院送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律(内閣提出)

○公害の未然防止に資する採石業

について、その事業の安定と健

全な発達の基礎を与える目的のもとに

制定されたものであります。

その後最近において、採石業がます

ます活況を呈するに伴い、採石による

公害も増加する傾向がうかがわれます

が、一方これを取り締まる現行採石法

の監督規定は、これららの公害の実態に

対応して適時適切な防止措置を講ずるには、必ずしも十分ではないと認めら

れるに至つたのであります。

このたびの改正は、その監督規定の強化整備という点を取り上げたものであります。その主要な改正点は次のとおりであります。

まず第一は、採石業の監督命令につ

いて、新たに次の二種類のものを追加

したことであります。

○委員長(赤間文三君) 本日は、採石法の一部を改正する法律案及び私的

鉱物探鉱融資事業団法案、高圧ガス取

正する法律案については、本日中に討

論採決を行なうことになりましたの

で、御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) それでは、こ

れより議事に入ります。

昨日本委員会に付託せられました採

石法の一部を改正する法律案を議題に

供します。福田通産業大臣から説明

を聴取いたします。

○國務大臣(福田一君) 採石法の一部

を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。

○委員長(赤間文三君) 本日の会議に付した案件

○採石法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣

提出、衆議院送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律(内閣提出)

○公害の未然防止に資する採石業

について、その事業の安定と健

全な発達の基礎を与える目的のもとに

制定されたものであります。

その後最近において、採石業がます

ます活況を呈するに伴い、採石による

公害も増加する傾向がうかがわれます

が、一方これを取り締まる現行採石法

の監督規定は、これららの公害の実態に

対応して適時適切な防止措置を講ずるには、必ずしも十分ではないと認めら

れるに至つたのであります。

このたびの改正は、その監督規定の強化整備という点を取り上げたものであります。その主要な改正点は次のとおりであります。

まず第一は、採石業の監督命令につ

いて、新たに次の二種類のものを追加

したことであります。

○委員長(赤間文三君) 本日は、採石法の一部を改正する法律案及び私的

鉱物探鉱融資事業団法案、高圧ガス取

正する法律案については、本日中に討

論採決を行なうことになりましたの

で、御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) それでは、こ

れより議事に入ります。

昨日本委員会に付託せられました採

石法の一部を改正する法律案を議題に

供します。福田通産業大臣から説明

を聴取いたします。

○國務大臣(福田一君) 採石法の一部

を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び要旨を御説明申し上げ

ます。

○委員長(赤間文三君) 本日の会議に付した案件

○採石法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○高圧ガス取締法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○金屬鉱物探鉱融資事業団法案(内閣

提出、衆議院送付)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律(内閣提出)

かいわゆる販売等についての監視、監督ができるというような状態であるべきだと、こう考えております。

○向井長年君 どうなんですか。従事する人は全部やはり免許とらなきやいかぬのでしょう。

○政府委員(倉八正君) これは販売所にいる人が全部免許をとる必要はございませんで、販売主任者というものが免許を持っておれば差しつかえございません。

○向井長年君 そうすると、販売主任者が免許を持つて、その店の店員が免許を持たなくても、いろいろそれに対する運搬や接続を行なう。事實上そういうことなんですね。

○政府委員(倉八正君) そのとおりでございます。

○向井長年君 頭に言つたように、名前だけを貸すといふような形が出てくるかと思うのです。事實上從事して——一応そういう免許をとった人の名前を免許者として貸して行なうといふような状態が出てくる可能性は、非常に強いと思うのですが、これに対し特にどう考えられますか。

○政府委員(倉八正君) そういうのが出てきまして、販売の保安を阻害する大蔵がいろいろ立ち入り權とか、あるいは監査權を持つておりますから、ある場合においては県庁におきまして、そういうのを必要があれば巡回

し、あるいは必要があれば報告をとるということです、その辺の十全を期したい、こう考えております。

○近藤信一君 関連。向井委員が販売業者の問題でお尋ねしているのですが、既存の販売業者に対する何か処置、たとえばいろいろと、ほかの産業者でもあるのですが、新しく免許制度にする場合には、既存の業者に対するところの緩和ということが考えられてゐるわけなんですが、今度の場合には、そういう点はどう考えておられるのか。既存の業者でも新しく試験を受けさせて、そして許可をするのかどうか。この点どうですか。

○政府委員(倉八正君) 保安の見地から見れば、その知識経験なり保安技術について、十分取得した人がその販売主任者になるという方が一番必要でございます。ございますが、ただ今近藤先生御指摘にありましたように、既存業者の大きい意味のまあ既得権だらうと思いますが、それをどう調整するかという問題でございます。この問題につきましては、法律におきましても、法律の施行後二年半という、その余裕期間を与えておりまして、その二年間におきまして試験を受けさせるとしかしながら、その間に起きまして、なかなか講習を二回、三回受けたって錯覚に陥るようなバッテン、マルという講習をやつて、そして試験制度というものはバッテン、マルでやりやすいんだと、こう言わるんだけれども、なにかか講習を二回、三回受けたって錯覚に陥るためには、もう少し緩和した、たとえば講習を何十時間やればよろしいとか、こういうふうなことが考えられるためには、もう少し緩和した、たとえば講習を何十時間やればよろしいとか、こういうふうなことがどうかということがございます。

○政府委員(倉八正君) 今の御答弁でございま

す。

○向井長年君 先般も質問したんです

が、この五十九条の十八項で、「役員

が、

思

り、

そ

う

い

こ

と

な

ん

で

す

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

</div

まうということで、通産省そのものがいわゆる監督に対し非常に欠ける点が出てくるのじやないかという憂いがあるわけなんです。だから、この点に一つの指導監督あるいはまた災害防止ということについては、どう将来考えておられるか、この点ひとつ通産大臣から伺いたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 御存じのとおり、ただいま通産省としましては、経済局を通じて監督をやらしておるのありますが、何しろこのガスの普及が非常なテンポで進んでおりますし、いわゆる監督対象が非常に多くなりつあるような現状でございます。そこで、むしろこういう協会を作らせまして、そうして自主的にもある程度やられていくというやり方をし、そしてその協会自体を通産省が監督をしていくというのがどうも適当ではないかというが、本法案を出しておる趣旨でございます。

○向井長年君 今御答弁がありました

工业局を通じて監督をやらしておるの

であります。だから、この点ひとつ通産大臣から伺いたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 御存じのとおり、ただいま通産省としましては、経

済局を通じて監督をやらしておるの

であります。だから、この点ひとつ通産大臣から伺いたいと思います。

○国務大臣(福田一君) お説のとおり

ございまして、この種の監督をいた

る規制の行き過ぎという問題で、こ

れをおもんぱかるわけです。だから、

この点について十分考え方をいた

す。この規制の内容については、今後

政令をもって定めていくという形になつておるようございますし、そ

うしたことから、こういう零細業者に對

なつておるようございますと、それ

がどうなっています。そこには、

あくまでもやはり消費者に転嫁しては

いけない、こういう形においてのやは

り指導をしなければならぬと思います

が、この点通産大臣どう考えておられ

ますか。

○国務大臣(福田一君) お説のとおり

ございまして、この種の監督をいた

る規制の行き過ぎという問題で、こ

れをおもんぱかるわけです。だから、

この点について十分考え方をいた

す。この規制の内容については、今後

政令をもって定めていくという形になつておるようございますし、そ

うしたことから、こういう零細業者に對

なつておるようございますと、それ

がどうなっています。そこには、

あくまでもやはり消費者に転嫁しては

いけない、こういう形においてのやは

り指導をしなければならぬと思います

が、この点通産大臣どう考えておられ

ますか。

○国務大臣(福田一君) お説のとおり

ございまして、この種の監督をいた

る規制の行き過ぎという問題で、こ

れをおもんぱかるわけです。だから、

この点について十分考え方をいた

す。この規制の内容については、今後

政令をもって定めていくという形になつておるようございますし、そ

うしたことから、こういう零細業者に對

なつておるようございますと、それ

がどうなっています。そこには、

あくまでもやはり消費者に転嫁しては

いけない、こういう形においてのやは

り指導をしなければならぬと思います

が、この点通産大臣どう考えておられ

ますか。

○国務大臣(福田一君) お説のとおり

ございまして、この種の監督をいた

る規制の行き過ぎという問題で、こ

れをおもんぱかるわけです。だから、

この点について十分考え方をいた

す。この規制の内容については、今後

政令をもって定めていくという形になつておるようございますし、そ

うしたことから、こういう零細業者に對

なつておるようございますと、それ

がどうなっています。そこには、

あくまでもやはり消費者に転嫁しては

いけない、こういう形においてのやは

り指導をしなければならぬと思います

が、この点通産大臣どう考えておられ

ますか。

○国務大臣(福田一君) お説のとおり

ございまして、この種の監督をいた

る規制の行き過ぎという問題で、こ

れをおもんぱかるわけです。だから、

この点について十分考え方をいた

す。この規制の内容については、今後

政令をもって定めていくという形になつておるようございますし、そ

うしたことから、こういう零細業者に對

なつておるようございますと、それ

がどうなっています。そこには、

あくまでもやはり消費者に転嫁しては

いけない、こういう形においてのやは

り指導をしなければならぬと思います

が、この点通産大臣どう考えておられ

ますか。

○政府委員(倉八正君) これは、先般

各先生方にお配りしました「高圧ガス

について」というもので、そこの中で

も最近の十年の件数が全部そこに列記

しておりますが、この中で、今御指摘

の一般消費者のところにおける事故と

いうのがずっと特にふえてあります

て、たとえば、昭和二十八年、件数が

十件であったものが、最近は、三十七

年、昨年でございますが、それが六十

五件になつておる、こういうのもこの

一例であります。それから製造所にお

ける事故というものが昭和二十八年に八

件であつたのが、その後ふえましたが、

やつぱり業者に対する指導もあわせ

て、消費者に転嫁しないように、この

点は明確にひとつやつていただきたい

と思います。希望として申し上げま

す。

○近藤信一君 この高圧ガス取締法が

昭和二十六年に制定されまして、それ

からもう十年たつわけで、その後

いろいろと今日までガスの需要等もだ

んだん違ってきたし、そこで今度通産

省ではこの法律の改正ということに

なつたわけなんですが、この理由書に

書いてあるように、「災害の万全な防

止」をはからなければならぬと、こう

いう点があるし、それから一般消費者

庭における災害の件数も増加してきて

おる、こういうふうに思うわけなんで

ますが、この改正を必要としなければな

らいいになるのですか。

○政府委員(倉八正君) 容器自体に原

因する事故というのは割合少のうござ

いませんして、ここにも書いております

いよいよ、こういう形においてのやは

り指導をしなければならぬと思います

が、三十七年というのは容器破損によ

る事故というのがわずか二件でござ

いましたして、昭和二十八年あたり十一件出

ておりましたのが二件に減ったとい

うことで、これは容器のいろいろの材質

改良あるいは容器の製造方法の改善と

いうことで容器事故というのは今申し

上げましたよに激減しておるという

のが現状だと思います。

○近藤信一君 十何年たつうちに容器

の事故というのは二件しかないのに、

わざわざ不正な経費の使い方はないかど

うかというような点も十分に調査をい

たして参りたい。それからまた、そ

ういうような経費が出るからといって、

これを消費者に転嫁するということが

も、これはおもしろくない事態でござ

ります。これはおもしろくない事態でござ

ります。これはおもしろくない

故から災害が起ったと、過日委員長の話しあつたわけなんですが、そのためには先日も私ども調べましていろいろとお聞きしましたところが、以前には無莫であったのを現在は着莫しておる、これで災害を少しでもなくそうというふうなお話を聞いたわけなんですが、この無莫のものを着莫にするのは、これは業者のほうが自主的にやつて、そういうふうに着莫をしたのか、または当局のほうからそういうふうな指示をされたのか、これはいずれですか。

○政府委員(倉八正君) 家庭用のプロパン系統は、これは強制着莫でありま

して、省令に基づいて着莫せよといふことをうたつております。ただ、工業用のものにつきましては、これは着莫

を要しない、こういうふうにいたしております。したがいまして、御質問の趣旨に対しても、これは法的的に、法

によって強制しているということです。

○近藤信一君 省令によつて着莫をせよといふことがきめられたわけなん

で、そいたしますと、今日家庭用に

対しては、無莫というのは全然あり得ない、こういうことですね。

○政府委員(倉八正君) あり得ません。

○近藤信一君 着莫でございまして

も、大体このプロパンガスといふのは下のほうに沈没——空気より重いとい

うのですが、そういうことで下のほう

に沈没しておる、こういうところから、事故といふものが多く出るわけ

なん、これは取り扱いの問題にもよ

ります。

○委員長(赤間文三君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聽取いたしておりますの

で、これから質疑に入ります。御質疑

と、こうしたことになつたのであるう

かと私思ひますが、いろいろとこれ

は大衆化して参りました液化ガスであ

り、またプロパンガスでございますの

で、やはり少しでも災害をなくして、

こうのこととまあ将来もひとつ努力

していただきたいということを希望申

し上げて私の質問を終わります。

○委員長(赤間文三君) 他に御発言もなければ、本案の質疑は、後刻に譲ることにいたします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私としま

して、具体的にすぐ方針としてこうい

う考え方を持つているということを申

し上げるには、率直に申しましてまだ

少し勉強の時間が少な過ぎるような感

じがいたします。ただ幾つかの課題が

そこに与えられており、公正取引委

員会としては、今後そうした課題をどう

いうふうに解決していくらいい

か、これがまあいわば現在私としてま

ずつきまして、一応具体的に熟視しながら、同時に法律の定めるところに従い

ます。

一つの問題は、御承知のように自由

化という声で、自由化が相当進展して

いるわけでござりますし、さらにその

方向へまあ進んでいくと思いま

す。

そうした場合においていわば従来の為

替管理とか、そうした制限によりまし

て、今後皆さん方の御指導、御鞭撻を

得まして、この委員会の仕事が非常に重

要であるということは十分認識してい

るつもりでございます。したがいまし

て、今後皆さん方の御指導、御鞭撻を

得まして、この委員会の仕事を十分そ

の機能を發揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○委員長(赤間文三君) 私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律の

一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

○松澤兼人君 これは新聞記事ですか

わからんが、本日の朝日新聞による

と、自由化があつていわば温室から出

た場合の企業のあり方というものにつ

いては、相当事情が違つたものとし

ます。

○松澤兼人君 委員長は昨日認証式を

終わられて、新しく公取の委員長にな

られ、今もございさつもあつたので

すけれども、ひとつ方針というような

ものを何かお聞かせ願いたいと思いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私としま

して、具体的にすぐ方針としてこうい

う考え方を持つているということを申

し上げるには、率直に申しましてまだ

少し勉強の時間が少な過ぎるような感

じがいたします。ただ幾つかの課題が

そこに与えられており、公正取引委

員会としては、今後そうした課題をどう

いうふうに解決していくらいい

か、これがまあいわば現在私としてま

ずつきまして、一応具体的に熟視しながら、同時に法律の定めるところに従い

ます。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を發揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○委員長(赤間文三君) 私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律の

一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

○松澤兼人君 これは新聞記事ですか

わからんが、本日の朝日新聞による

と、二十八年の改正で制定当時の独

占、カルテルが基本的に悪とする考

え方から、非常に大きな変化をしてきて

いるということを言つてゐるが、これ

は一つの問題だと思うのです。その大

きく変わつてゐるということと、それ

から独占やカルテルが基本的に悪であ

るといふことを言つてゐるが、今はそ

ういふことは、これはいけません。した

がつて、その辺はいわば業態により、

いろいろな問題がここに

業種により、いろいろな問題がここに

あるのじゃないかと思いますが、これ

はまあ法律の適用にあたりましてやは

り片方では経済の実態を熟視しながら、

ながら、これをどう処理していくか、

こういう方向に進んだらいいといふと

ころまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を發揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

おあります。

それからもう一つ、まあ不公正取引

の機能を発揮するようによつていきた

いと思います。よろしく御指導願いま

す。

○政府委員(渡邊喜久造君) きのうの

会見の場合におきまして朝日新聞はそ

ういうふうな一応の記事になつております

まして、私もきょうちょっと多少私の

申したことが誤解されているのではないか

と申しますと、ほ

ういうふうに解説していくといつたらしい

ところまで、実は私としてまだ考えていません

とまつております。一応そういうふうに

がひとつあつたように思います。これは二十八年の改正のときに、この事業格差の問題は削除された。私はこの私的独占といふものについての考え方をどういうふうに変えたか、これは一べんよく考えてみたいという問題の一つであります。カルテル行為につきましては、御承知だと思いますが、制定當時におきましては、あらゆるカルテル的な行為を禁止し、そうしてその影響がきわめて微細なものについては、これを認めるというふうな考え方できたと思います。それで二十八年の改正以後、あるいは不況カルテルの問題、合理化カルテルの問題などといふものが一つのカルテル行為として、いわば法律のもちろん一定の制限のものであるけれども認められてきておる。そういうところになんか二十二年の独占禁止法の当時、それはいわば当時の日本の軍部、あるいはそうちした戦争の基礎になつてゐる産業のあり方というものをこわそりながら、やはり日本経済といふものと結びついたあり方として変わつてきてゐるんじやないだらうかといったような感じを私は持つております。そういうふうな問題について、私は、同時に、さらに現在における自由化を控えた日本経済のあり方、それと結びつきながら、やはりカルテルなりそういったものをどういうふうに考えていくべきかという点を、私としてはどうくりこの際勉強していくたい。課題をいわばあげたという意味で、記者の方には話したつもりでございます。したがつて、朝日新聞の取り上げ方、あの

き方をして いるよう に私は思 います
が、他の新聞におきましては、必ずし
もそれと同じよ なことを書いていな
い新聞もありますので、それだけにと
らわれないで御解釈願いたいと思 いま
す。

○松澤兼人君 確かに以前から比べれ
ばカルテルの結成などは変わってきて
いるとは思 いますけれども、それでも
やはり、法律的に、カルテルを結成す
る場合におきましては、個々の場合に
なかなかむずかしくて、そういうこと
を国会として、認めるほうがいいの
か、あるいは認めないほうがいいかと
いうことは、ずいぶん議論をして、よ
うやく、一方から言えども不満である、
一方から言えばまた反対であるという
のを調和して、どうにかこうにか、各
単独法の中において、相当きびしい条
件のもとにおいて、そういうものを認
めていこうという動きがあるわけなん
です。ですから、一方では、自由化に
即応して、大幅にこういう窮屈な法制
的な建て前をくずしていくとするも
のもあるし、そ うかといつて、やはり
従来からの独占禁止法であるとか、あ
るいはまた公正取引であるという線が
確保しなければならないという意見が
あるし、特に消費者側の立場を考えて
みると、自由化人々といつて従来の
建て前をくずされるということは、非
常に不利益であるという考え方もある
わけなんです。それですから、順次
に、しかも法制的な手続をとつて、非
常に窮屈ではあるけれども、不況カル
テルというようなものをこしらえた
り、あるいは合理化カルテルを結成す
ることを認めるという、そういうやり

れども、自由化ということを口実にして從来の建て前をくずしていくことには、私たちも反対の態度をとらなければならぬ。この新聞の記事にありますと、たとえば、現在ではカルテル結成は事前の承認が必要であるけれども、今後は、英國式に、カルテル自体の結成は事前の承認を得ないでも自由にさせておいて、そして目に余るような行為があつた場合に、それを取り締まるほうがいいのではないかと言つておられることは、これは重大な問題だと思う。おそらく委員長もそういうことを言つておられるのじやないかと思いますけれども、これは從来の建て前を全くくずしていくものなんです。この点はここではつきりと弁明をいただいておかないと、これから公取といふものの立場が非常に何かくずれるものになつていくんじやないかと、こういうことを、われわれに感じさせますので、この点について弁明をいただきたいと思います。

もつて、これがもう正しいものだ、これ以外に日本の経済にもう合致するものはないのだというような、あまりよろいを着たような考え方でものを考へるべきじであるまい。したがつて、やるべきじやあるまい。したがつて、やら、したがつて、そりいつたよりな考え方についても、われわれとしては十分検討していきたい。しかし、お話をようやく、現在のカルテルに対する制限の問題は、相当の経緯を経てできている、これはおっしゃるとおりです。それから、同時に自由化という問題と結びつきながら、やはり経済の実態がある程度変わりつつあることも事実です。したがつて、われわれのほうとしましては、私としましては、そうした幾つかの考え方を研究している、いろいろ考えていくべきではない問題であります。ただ、これを実行に移すたためには、これは私としてはよほど慎重な話がありますから、それはわれわれのほうとしては一応の検討する材料としては常に勉強していくべきものじやないか。ただ結論を出すにつきましては、そう軽々と出すべきものじやありませんし、まして現在私が、いわば現在のやり方よりもそういういたやり方のほうがいいのだとか、悪いのだというような批判的な意見は、現在としては全然持つておりませんから、そのことだけは申し上げておきます。

すと、英國式に、非常に目に余る行為をやつたときに取り締まるほうがいいらしいかと、そういう意見があります。のじやないかと、そういう意見があります。今後よく検討してみたい、研究してみたいということになると、何か前の前段のほうに力点がありまして、それを検討するということはその前段の趣旨に沿って検討するという感じをわれわれが受ける。新聞記者もおそらくそういうようなふうに取つたのじやないかと、こう思われる節があるのであります。まあ文章の書き方はそういうふうにわれわれに読めるわけです。まあ意見がある、検討したい、こういうことになると、そういう意見のほうがどうも検討の中における比重が大きいようになります。われわれに読めるのですがね。でも、虚心たんかいで、白紙のままで検討するということがと違つて、前段からもう結構が生まれそうなような気がするの結論が生まれそうなのですがね。ですが、そういうことはないのであります。

つの方針をもちやんと持つて、そちらのほうにいくという気持は現在のところ全然ございません。ただ私も着任早々でござりますから、いろいろな課題のあることは知っておりますが、その課題についてとつくりと検討しながら、同時に結論を出すについてはよほど慎重に考えて結論を出したい、かよう考えておるわけでございまして、きのうの記者会見の場合におきましても、いろいろ話は出来まして、まあ右から左から話したもので、から、あるいはそういう意味で記事にした人もあるのかとも思いますが、各記事、各社の受け取り方は、かなり今ここでお話ししているような格好で、まともに受け取って書いてくれている新聞も——今新聞の名前をここで思い出しませんが、あります。まあその意味において、その記事自身よりりは、この委員会における私の現在の発言を信赖していただきたいと、こういうふうに思います。

化するために六名を定員増にしようとしたことなのですけれども、現在の公取の審査の状況といいますか、あるいは事務の内容といいますか、どんなふうになっておりますか。これは委員長でなくともよろしいですけれども。
○政府委員(渡邊喜久造君) 事務局長
からお答えいたさせます。
○政府委員(小沼亨君) 引公止取委員会には、委員会の下に事務局三百四十五名が現在置かれておりまして、これが官房と経済部と審査部とに分かれておりまして、それぞれ担当しておるわけでござります。審査部としましては、昨年三月の総合物価対策で、独禁法の運用強化によって違法な価格協定を取り締まれということが公取の任務に課せられておるわけでございまして、以後あらゆる方法で価格協定をめぐる審査を実施しまして、昨年中に勧告七件、審判開始十三件、これは全部が価格関係だけではございませんが、そういう活躍をして参っているので、かなり多くのものが申告されたりあることは予備審査の段階で独禁法上の問題にならないといふものもありまして、結局、先ほど申し上げた程度の審決なり審判開始などということで処理して参っております。経済部とともに、非常に一般的な独禁法の認可なり届けの受理という業務、あるいは各関係法律に基づきまして主務大臣から協議されてくるカルテル認可という問題についての協議事項という問題をかなり多く處理して参つております。それから、昨年制定せられました不当景品類及び不当表示防止法、それから強化されました上記代金等支払遅延防止法、これらの

○ 松澤兼人君 今日は六名を増員するということでお、経済部の取引課に四名、それから審査部に二名ということですが、相当地近においては広告の問題でありますとか、あるいは不当廉売の問題でありますとか、そういう問題があると思うんですけども、六人ぐらいいの定員増で從来の仕事が——新しい仕事がうまくさばいていかれますかどうですか、その点は。

○ 政府委員(小沼亨君) 三十八年度といたしましては、先ほど申し上げました法律制定の關係もございまして、その他先生のおっしゃるように、公取關係の業務があえるということで、一応五十二名の定員増を要求いたしましたが、まあ内閣の御方針としましても、一般行政に携わる定員というのは極力抑えるという一種の方針がございまして、現業だとか 研究機関の人員の増というのは、ある程度やむを得ないと仰るような御方針のようでございました。それでいろいろ折衝いたしましたが、行政管理庁なり、大蔵省のほうでこの不当景品關係を中心として六名を認めるということで決定せられたわけではございません。それでこれを経済部に對して審査部の問題のほうにつながっていくということで、四名、二名と振り分けてございます。人数は多いにこしたことはございませんが、いろいろまあ内閣の方針もありますし、われわれとしましては、この認められま

した範囲で三十八年度はできるだけ努力いたしまして、どうしてもやり切れない、処理できないという場合には、またあらためて大蔵省なり、行政管理局にお願いしたいと考へております。それから公正取引委員会としましては、従来調査旅費等がむる苦しめざいましたので、三十八年度予算にはこれをかなり人数の割合には多く認めていただいたということで、これらもあわせ活用いたしまして、できるだけ法の運用に万全を期したいと考へております。

○松澤兼人君 まあかりに五十二名要求があつたというのですが、その五十名はどんなんふうに要求されたのですか。ごく概略でけつこうですから。

○政府委員(小沼亨君) 先ほど申し上げました不正景品を所管します取引課は六名、それから下請関係の法律の勉強化によりましてこれに六名、それから国際課に六名、これは自由化されますとまた従来よりも一段と外資導入なり、技術提携ということで国際契約化がふえるのではないかということです。これが不公正の取引方法に陥るおそれがあるということで六名、それから審査部には物価対策等価格協定取り締まりといふことで十六名を要求いたしました。これが合わせまして本局で三十四名でございます。そのほか公正取引委員会としましては、大阪、名古屋、福岡に地方事務所がございますが、これが非常に機構が小さいものでございまして、これに向かつては地方事務所がございませんので、ことに不正景品のように積極的に調査の必要なものについては、こすから、そこをそれぞれ若干ふやしまして八名ふやす。それから北のほう

れでは不十分ではないかということ、それで、とりあえず札幌に地方事務所を新設したいということで、ここに十名を求いたしまして、結局本局三十四名と地方事務所で十八名、合わせて五十二名、こういう要求をいたしましたわけですが、

○松澤兼人君 そこで、審査の状況ですけれども、裁判所におきましても相当ある裁判が遅延しているというような場合もあるのですけれども、公取ではどんな状況でございますか。問題がございましてから処理するまでは相當多く行なわれておりますか。おそいようですか。

○政府委員(小沼亨君) 従来、かなり問題の性質にもよりますが、おくれて一年以上たつた、つまり最初に審査を始めて委員会で決定せられますまでに一年以上たつたというものもあったかと思いますが、ことに最近は物価も価格協定というような問題が出て参りますので、これはできるだけ早く処理しなければ意味がないということで、事件の発端になりましてから結論を出すまで、目標としましては三ヶ月程度で処理するという目標でやつて参つております。かなり最近は古い案件を片づけまして、新しい事態を敏感に処理するということに努力いたしております。

○松澤兼人君 たとえば、環境衛生関係などでもよく問題がありますように、散髪屋の料金が上がったとか、あるいは風呂屋の料金が上がったとか、それについては話し合いか行なわれたとか、あるいは協議が行なわれたとか、ということをよく聞くのですけれども、これは一応問題になりますが、

の間にかうやむやになってしまい、結局一旦値上げしたものが下がるというような事例はほとんどない。結局どこでどうなっているのかわかりませんけれども、値上げされたまんまになっているというようなことは、やはり審査のテンポがのろいのですから、実績をこしらえてしまつたほうが勝ちなんじやないかと、こんなふうに考へるのです。こういう点はいかがですか、迅速にそういう違反なら違反、あるいはまたは適当でないものは適当でないというふうに、そういうことの審査が行なわれるわけなんですか。

○政府委員(小沼亨君) 環境衛生の関係では、御承知のとおり基準価格といふものを都道府県知事の認可を得てやつておりますが、これが協定によるかどうかということ、ときどき訴訟があつておりますが、訴訟がはつきりしたものにつきましては、これは不問あります。

○松澤兼人君 今クリーニングのお話を出たわけなんですか、ほんとうに協議して、そういう価格を不当に決定した、それは適当でないということで取り消しを命じた

あります。あるいは措置をしたりするような例はほかにもたくさんございます。

○政府委員(小沼亨君) 先ほど申しましたクリーニングのほかに、食肉関係、これも環境衛生の法律の対象になりますが、これは環境衛生法に基づく認可を得てない普通の価格協定という形で行なわれまして、二件ほど、長崎県内と広島県内におきまして二件に対しまして、これは組合、団体が団体員に価格を守らせるという方法でやつておりますのを排除いたしました。環境衛生関係では、大体処理いたしたもののは、食肉関件二件とクリーニング一件、それだけだと思います。

○松澤兼人君 これはだいぶ前のことでけれども、いつか新聞代金の値上げのときに、何か公取の態度がおかしかったというようなことをその当時私たちも聞いておりました。直接委員会見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守るということにつきまして、公取が一つ大きな使命を持っていると思いま

いました。

○政府委員(小沼亨君) 消費者の立場から言えますと、公取だけがたよりになるのではなくて、それがいまい的な政治的な考慮のために証拠不十分とか、あるいはそういう協定をやつしたことなど、明瞭でないとかいうことで、そのまま見過ごされると、それ以外には問題の持つて

いきようがないものですから、せめては冷静に厳格な措置を要望しているわけなんですが、今お話を聞きますといふと、当時の事情がよくわからないと

いふことなんで、それはそれといたしまして、公取が法律の運用なりについて、詳細な御意見があれば承りたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 詳細な意見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守るということにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守るということにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守るということにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守るということにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守る

ことになりますし、そこで役所のほうで総括的に消費者の利益を守るとか、あるいは消費者の立場を守るとか、あるいは消費者の立場を守るとか、あるいは協定の問題、あるいは協定の問題がで

きて、今後はまあいろいろの法律ができる終局の目的というものは、やはり消費者の利益を守るということにあるのじやないかと思うのであります

し、そうして消費者は、どういう根拠で、どういうふうになつてているのかと云ふことをわからぬわけです。たとえばクリーニングといえば、これは環

小人數でできるだけ努力をするという

ことでございます。

○松澤兼人君 今クリーニングのお話が出たわけなんですか、ほんとうに協議して、そういう価格を不当に決定した、それは適当でないといふことで取り消しを命じた

あります。あるいは措置をしたりするよう

な例はほかにもたくさんございます。

○政府委員(小沼亨君) 先ほど申しましたクリーニングのほかに、食肉関係、これも環境衛生の法律の対象になりますが、これは組合に基づく認可を得てない普通の

価格協定という形で行なわれまして、二件ほど、長崎県内と広島県内におきまして二件に対しまして、これは組合

とクリーニング一件、それだけだと思います。

○松澤兼人君 消費者の立場から言えば、公取だけがたよりになるのに対して、それがいまい的な政治的な考慮のために証拠不十分とか、あるいはそ

ういう協定をやつしたことなど、明瞭でないとかいうことで、そのまま見過ごされると、それ以外には問題の持つて

いきようがないものですから、せめては冷静に厳格な措置を要望しているわけなんですが、今お話を聞きますといふと、当時の事情がよくわからないと

いふことなんで、それはそれといたしまして、公取が法律の運用なりについて、詳細な御意見があれば承りたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 詳細な意見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守るということにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守る

ことにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守る

ことにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守る

ことにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

す。なかなか申し合わせなどの場合見は実は持つておりませんのでけれども、お詫びのとおり、消費者の利益を守る

ことにつきまして、公取が

一つ大きな使命を持っていると思いま

したけれども、われわれの目から見れば、やはり問題の処理がありました。よう、最近はいろいろと審査も厳しくなっているのではないかとうふうに考えて、いるわけであります。大いにそういう点を促進していただきたい、こう考へる実施されることになった。この運用ですか、不当景品類及び不当表示防止法の制定がありまして、それは昨夏夏から……なっておりますか。事務局長から……。○政府委員(小沼寧君) これにつきましては、まず懸賞の最高限度をきめる必要があるのじやないか。一昨年来非常に大きい懸賞が行なわれているということで、七月三十日に懸賞による景品類の提供に関する事項の制限の告示をいたしました。その後若干大きい懸賞広告のような計画がある、ことに外國から進出しておる企業に、そういうものがある。それで、この法律に触れるおそれがあるということで、計画をやめていただいたよなケースもござります。それから、この制限の範囲で、暮れに行われます各地区の懸賞関係の販売方法につきましては、大体この告示されました範囲で実施されておるものではないかと思っております。それから不当表示の関係につきましては、特に消費者に迷惑をかけておりました不動産の取引に關しまして、命令を出す、その排除命令によって、業者の方へ訂正の広告をするという措

題をいたしたわけでございまして、半年中にこれが五件ございまして、本に入つても、多分三件ほどもう処理しております。その他こういろいろおつましましては、非常に不動産業界の、ことにもぐりのような関係のものが非常に多いものでございますから、一々聴聞会を開いて処理するといふとでは、次々追われてくるといふとでは、多少まぎらわしいものにつきましては、一括警告文を出しまして、取

実は昨日の閣議を経まして国会に報告書を提出するという慣例のものを出したわけでござります。これは三十六年度でございまして、この法律の関係はその後でござりますから、暮れに最近の公正取引委員会の動きというものを国会のほうへお出ししたと思っておりますが、特にこの法律につきましては、資料でお届けするということにいたしたいと思います。

みますと、必ずしも仕入原価を切つて売るというところまでいってないのでございますので、一応今後注意するようについてで、警告程度で処理した関係もございます。仕入原価よりも安く売るということになりますと、独禁法の不当な競売ということになりますので、独禁法の対象になつてゐるのじやないかと考えております。

○松澤兼人君 ただいまのスーパー・マーケットに関する、もう少し詳細な

対策を含めた法律だと思うわけですが、今、銅の値段がきわめて急速に下降線をたどっているという新聞記事が四、五日前に出ておりましたが、現状どうなっておりますか。

やめるようなどいう警告措置で、かなり多くのものを指導いたしております。そのほかみやげもの、びんだとカン詰類その他につきまして、かな表示と内容が違うものがあるのであります。そのものを実態調査しまして、これはそれ権威ある機関で内容検討していただいた結果、かなりきらわしいといふことで、これも警告いう処置で、この法律に触れるおそれがあるから取りやめるようにといふ告をいたして、処理しておるわけであります。

あとこの法律の中に、業者の自覚定でこれを是正するという仕組みが定めておりまして、こういうことにつきましては、不動産業者その他若干の業界で、公正取引規約というもので自動的にやろうという機運になつております。これはそれぞれの業界を現在のまゝのままにして、それを他の業界とし合いで、そういう機運に乗せるとすることなどで処理して参つております。

○松澤兼人君 これはあとでもいいですけれども、何かこう、重要な問題を法律別にどういうような处置をつかかというような資料を出していただけませんか。

なまかりなきとされたり広告みたいな、非常に安いものがあります。も、最近スーパー・マーケットなどができる参りまして、いわゆるそのとおどりの大きさの大きい廉売をやっているというふうに考えられます。公取としてはこれでもないこともありますし、そのほか一般の小売業者にとっては、相当影響のあるわけです。公取としてはこれも別に関係のないことかもわかりませんけれども、あまり不当に廉売をするということのようなことは、小売業者の立場からいえば、いろいろ問題があると思うのですが、こういう点はいかがですか。

○政府委員(小沼亨君) これはやはり、スーパー・マーケットが非常に低い価格で供給するおとり販売というふうなことで、周囲の小売業者との競争で非常に迷惑をかけるということになりますと、やはり不公正な取引方法に該当する場合がござりますので、公正取引委員会としてはこのように処理して参りたい。最近もスーパー・マーケットの安売りにつきまして、これは申告がございまして、審査部で調査いたした関係がございますが、調査して

○政府委員(小沼亨君) それはこまか
な、いろいろな商品の問題でございま
すので、これも資料でお届け申し上げ
たいと思います。

○松澤兼人君 じゃ、また、資料を拝
見して。

○委員長(赤間文三君) 速記をとめて
下さる。

〔速記中止〕

○委員長(赤間文三君) 速記を始めて
下さい。

それでは暫時休憩をいたします。

午後零時十三分休憩

午後一時三十四分開会

○委員長(赤間文三君) ただいまから
商工委員会を開いたします。

金属鉱物探査融資事業團法案を議題
といたします。

前回に統じて質疑を行ないます。御
質疑の方は順次御発言願い
ます。

○阿部竹松君 この法案は貿易の自由
化に伴つて、国内資源の確保と自由化
が進められることを目的としている。御
質疑の方は順次御発言願い
ます。

に自由化を前にいたしまして、自由化はまだいたしておりませんが、その影響を受けて、国内の市場の需要の減格は下がっております。この市中価格というのはまちまちでございますので、どの程度か、私も詳しくは存じませんが、二十六万円から二十六万五千円というようなものも出ていると聞いております。ものによりますと二十五万円台のものもあるということを聞いております。これは市中相場でござります。

外の相場というのには、ここ相当期間、二年くらいの間ほとんど変動いたしていません。したがつて、最近銅の海外相場が下がつたということはない。したがつて、先ほど申し上げましたように、国内の相場が下がつておるというのには、国内の市場の不況と、それから自由化を直前にして、その影響を受けておると思います。

○阿部竹松君 向こうのほうはキロとかトンでなくボンドだということを聞いておりますが、キロに直して一トンでけつこうですが、大体日本円に換算してアメリカは二十四万二、三千円だ。こういうことで二十四万二、三千円だったコストが今二十三万七、八千円になつておる。概算で言うと五千円くらい値下がりになつておる。ボンドでいきますとどれだけの金額になるか私わかりませんが、そういうのが実態ですか。

○政府委員(川出千速君) 相場はほとんど動かないわけありますが、日本に持つてきました、輸入をいたしまして関税を含めない値段が円で大体二十三万円でございます。

○阿部竹松君 次に、鉛、亜鉛、すず、これも下降線をたどつておるというわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(川出千速君) すずの値段は国際的にすず協定というのが国際間の協定でてきておりまして、値段は安定しております。すなはち、これは三十一年当時の相場に比べますと半分くらいに下がつておるわけでございます。昨年の九月当時の相場が最も下がつておつたわけでございますが、鉛にいたしましても日

本の円に直して五
いたしまして六万
とでございました
よりは持ち直しま
千円程度、鉛が五
は国際的に非常に
て、世界各国とも
非常に頭を悩まし
二回くらい国際会
の問題を研究をし
なか名案がまだ見
とでございます。
○阿部竹松君 各
ですから、それぞ
ろうかと思うわけ
に下がつておるわ
なり生産国では。
は、一貫した理由
が、そういう理由
山局長の御承知置
ませんか。

○政府委員(川出)
の種類によりま
同一でございませ
に下がりましたの
が輸入割当制度を
たが、四、五年前
に、アメリカがス
を始めたというこ
れから共産圏から
のが放出されてき
して生産量があ
うなことが競合い
二、三年の間に船
に下がってきたと
す。

銅につきまして

よろしく、これが、
、三年安定をさ
す。
からアンチモニ
ういうものにつ
がここ一年間ぐ
界の市場に出回る
。このものが、
共が世界の最大
。このものが、
アンチモニーの
でございます。
からタンクステ
十万円ぐらいた
在では三十五万
分以下に下がり
て、大臣がお尋
点だけお尋ね
不況が主たる原
外相場も下がつ
す。
竹松君 専門的
大臣(福田一君)
局長からお尋ね
て、大臣がお尋
業団ができます
、融資する額が
うすると合計二
わけです。これ
億を全額融資す
年の国会で決定
会社という会社
社も融資の対象

現在のところどうでござるようですか。水銀とか銀などの生産国でござる間のうちに、アシモニウム等が、こればかりはござりませんが、ござりますたといたいわめて安い値段を下げてござりました。これがございましたら、政府出資による最初の年にして、十三億円で仕事は終了しました海外鉱物開拓基金から間違ふと思ひます。

的に出でる。半額は氏の海外の鉱山の会社で、融資事業團のやられ度合いが大きい。阿部竹松團の事業團だけである。○政府委員の点は明定の鉱山の探す。○阿部竹松菱、住友、三菱ですね。いは南米に事業をやつたのは、会社は、会社は、国内に山をいうところと、こううふて、○政府委員が、発につき生対象では、力基金が、鉱開発のなござります。いまして、山会社が海融資を受けたけでござり、あるかなつておきで、懇切丁寧その点はわざと

く、この事業
外であって、
あります。あと
場合には国内
に理解して
るための民間
金屬鉱物探鉱
には考えてい
ます。
法律上はそ
うところがあ
れでございま
せんが、国内
でございま
す。
三井、三
つあたり、ある
それ探鉱なり
そういうの
れども、そう
れどもは貸さぬと、
所にのみ貸す
います。
現在海外開
拓する事例も
は鉱山だけが
海外経済協
助も国内の鉱
物の融資でま
ります。
さん、そこま
らなくても、
れども、だか

今まで何回も、
この会社がどうです
業団がどうです
定してお尋ねしま
それで、わから
今まで何回も、
いうのもあります
はありがたいで
源開発とかいる
策会社、あるい
山でも、億単位
いうのもあります
はあります
はあとで局長
の仕事が見
りですが、自分
あります
あまり期待が持
ないです。です
われはあとで局長
合には、やっぱ
けですが、いろ
うな問題がある
ずという懸念もあ
て、たとえば本
三億の融資であ
いは何割まで相
うな構想がお
うな構想がお
り、十五億でけ
ないと思います
おいても、われ
やし融資をふや
方針でございま
〇國務大臣（福
○阿部竹松君
りきめておいて
られるか、自ら
は大臣でおなじ
尋ねしてもあれ
と、構想として
今まで何回も、
いうのは初めて
てお尋ねしま
で、わから
今まで何回も、
いうのもあります
はあります
はあとで局長
の仕事が見
りですが、自分
あります
あまり期待が持
ないです。です
われはあとで局長
合には、やっぱ
けですが、いろ
うな問題がある
ずという懸念もあ
て、たとえば本
三億の融資であ
いは何割まで相
うな構想がお
うな構想がお
り、十五億でけ
ないと思います
おいても、われ
やし融資をふや
方針でございま
〇國務大臣（福
○阿部竹松君

の話を取り、その点お
ても、この予算に
要求する
事業団と
通地下資
やがて国
半官半民と
でもこれ
一つの鉱
金を使う
には、こ
するつも
かない場
か、ある
三億では
事ができ
かるわ
て魂入れ
めりまし
出資に十
出資をふ
ようなふ
なります

で、出資、融資合わせて来年は三十億にしたハシハウお考えですか。

○國務大臣(福田一君) 金額の点につきましては、私まだ詰めておりませんから、さらに十五億というのがいいの

か、あるいはもう三十億がいいのか、どういうことかということは、今後研究させていただきたいと思いますが、現在まつておるこの十五億円では足りないということは明瞭でござります。さらに「一そう順次増額をするよう」に努力をしていきたいと考えております。

答弁いただきたいわけですが、今までこの事業団なるものができるとこれはまあ金融公庫とか何々公庫というもの

も含めて、もうすでに人事がきまつて
いるということがある。そうすると、
われわれが新聞情報等を見て、こうい
うことありますかと言ふと、ありませ
んと言ふのが今までの各大臣の御答弁
であった。これは版で押したとおり間
違いない。しかし、現実問題として、
国会が終わってこの法律がやがてぼつ
ぼつと動き出すころになると、新聞情
報とのおりなった場合がきわめて多い
わけです。今度、人事きまつております
すか。

○国務大臣（福田一君）今まで過去にはどういう例があったかよく存じませんが、今度の場合においては全然ぎまつております。

○阿部竹松君 次に、この理事です。人事のほうです。理事二人以内、これは一人でもいいでしょうが、この理事の中に、今まであらゆる事業團に、どうしても業務に練達の士ということになるかもしませんが、通産省

におられたとか、あるいは何々省におられども、うへよきつて、耽誠一らる

「阿音竹林君、そうすると、あとは局長さんでけつこうですから。そうしまと、最前の私のお尋ねは唐突なお尋ねなので、大臣もここでイエス、ノー

の御回答ができるからうと思ひます
が、今申しましたとおり、この道の練
達の士であれば、最前申し上げたよう
なことをひとつ参考にしていただきた
いということを申し上げておきます。

○川上為治君 大臣にこの事業団の事
業の点で一点お伺いしておきたい。そ
れは、この事業団を見ますというと、
これは建設省の事務局

これは融資だけの機関であるということがなっておりまますね。私どもといたしましては、単に融資だけではなくて、この事業団が直接梁弘十、わ

いは調査をすると、いうことが非常に必要なことじやないだうかというようなことを考へるわけなのです。」

のは、今通産省においても試験所なんかを通しまして直接調査をしたりしているのですが、非常にこれは小規模

な、きわめて何といいますか、企業的なものではないわけですね。業者のほうでも探鉱する場合にはいわゆる探鉱

助成金というのももちろんありますけれども、これも予算的に見まして非常に小さい、これはもとと国の資源とし

て、これはただ単に金属鉱物だけでなくて、石油も同様なんですが、もっと大々的に国がむしろ中心になって調査

するべきじゃないか、国がみずからや
ることができなければ事業団がやると
いうふうに、こういうふうにもつてい

くべきじゃないか、それを融資だけと
いうのはどうももの足りないのじやな
いかといふうに私は考えるのです。
七海道には七重直也、音良間を六回二

北海道には北海道地下水資源開発公社と

いうのがありますて、これはみずから

り、われわれとしても今後十分考慮して参りたいと考えております。なお、北海道地下資源の会社をもう少し全国的に機能を伸ばすべきである、あるハ

はこの事業団とどういうコネクションをつけたらいかという問題も一つの考え方だろうと思いますので、今後研究をさせていただきたいと思います。

か事業団どんぐりを作つて、こうい
う仕事をさせると、いふことであるなら
ば、単に融資だけでなくして、これは
事業団みずからほんとうに事業とす

事業団でありますから、事業団でありますから探鉱の事業をする、こういうことを当然やるべきじゃないか、こう思ひますか

ら、その点はひとつ私は決してこの事業団がこの形においてできることについて反対するわけじやございません。

賛成なんですが、来年以降においてその点を十分お考えになつて、みずから事業ができるよう探鉱が

○阿部竹松君 できるように改正するようにひとつ希望をしておきたいと思います。

が、金融会社を通じても融資をやられるのですね。事業団直接ばかりじゃなくて一部、金融会社に代行させるとい

うことはないのですか。
○政府委員(川出千速君) 事業団法案には「業務の一部を委託することがで

きる。」旨の規が定こざいますが、現

在のところ、実際問題として金融機関に委託することは考えておりません。事業団がみずから融資事業をやることを考えております。将来いろいろ仕事をする場合には、あるいは範囲もふえました。仕事をするという考え方ではそういうことが起きてくるかもしれません。現在のところは事業団が直接みずから仕事をするという考え方でございます。

○阿部竹松君

そういうふうになることになるのですか。委託することもできるわけですからね。そうすると、川上さんの今発言したこと前提としてこの法律を作ったのですか。しかし、そういうことじやないわけでしょ。なるほど川上委員の意見はいい意見だと言つて大臣もうなづいて帰つたわけですが、本心はどうかわかりませんね。そうすると、ここに法律——今川上さんに言われたから、あわてて将ねしたいのは、この対象は全部大手、中堅含めての対象になるわけですね。文を読むと、そういう解釈しかできませんが、委託することができるので、やることは金融だけですから、将来を考えて法律を作ったのではないと思う。川上さんが今まで、私の発言中に横取りして、大臣もなるほどそういうことになつたが、これはどうもおかしいですね。そんなことはないですかね。

○政府委員(川出千速君) 先ほど私が御答弁申し上げたとおりでございまして、金融、特に探鉱のための金融といふものは、從来政府機関あるいはもちろん民間機関もやっていない、初めて

のむずかしい金融だらうと思ひます。その金融ということになりますと、技術的な点もございます。たとえば担保の問題等もございます。そういう技術的な知識を将来必要とするような場合

がなければ、金融機関のそういう知識も

利用する場合もあり得るだらうとい

うことです。この規定を設けたわけございます。現在のところは融資規模も十

五億程度でございますし、融資事業団

も、一昨年は一億三千万昨年は三億三

千万というふうに補助金を出しておる。

そういうことで調査等をするつもりでお

りであります。

○阿部竹松君

むずかしいといって

も、足ります。

○阿部竹松君

どのくらいの人員で發

足するわけですか。まあ理事長、理

事、監事まではここに明記してござい

ますが。

○政府委員(川出千速君)

理事長、理

事、監事等の役員を含めまして十五名

以内で発足したいと思います。

○阿部竹松君

そうすると、ほとんど

最高スタッフのみということになつ

て、現地へ行つて調査の上と

いうことになりますが。

○阿部竹松君

収益を上げることが目

的でないことは当然のことであつて、

お説のとおりだと思うわけですが、た

だ私の考へているのは、この法律が今

通つてことしの八月ごろからお始めに

なるのか、九月からお仕事をなさるか

わからぬけれども、人的構成もでき

ります。

○阿部竹松君

役員の問題が、十条初

め、出ておりますが、今聞くところに

よると、議事運営委員会において公

庫、公團の總裁、理事長のサラリー

が、きわめて問題になっている、三十

万とか、二十八万とか、二十五万と

か。したがいまして、これと比較でき

るかどうかは別として、もし大体おき

めになつた構想があれば、どのくらい

の理事長、理事、監事等に報酬を考え

ておられるのかという点をお聞きいた

い。

○政府委員(川出千速君)

役員の報酬

を幾らにするかということにつきまし

ては、通産省だけできめられるわけ

ものではないわけでござります。また

同じ事業団でも必ずしもすべての事業

団が同じであるわけではないそうでござります。いろいろ程度の差が公社、

公團の中でも違つとうございまし

て、その辺、私どもはこれはできるだ

け簡単な組織、経費を節約していくと

いう意味で、一番低いところのクラス

を私は考へているわけござります。

くという方向で検討いたしまして、三十八年度予算も、三十七年度に比べますと拡充をされておるわけでござります。この融資事業団のほうは、したがつて、中小鉱山というよりも大手の

補助金制度がござります。補助金制度は融資制度よりははるかに援助の程度の高いものでござります。中小鉱山については炭鉱補助金制度を拡充してい

くといふ方向で検討いたしまして、三十八年度の予算では出資の二億円、資金運用部からの借り入れの十三億、合計十五億ということでおられます。この融資事業団のほうは、したがつて、中小鉱山といふ

かからないわけでございますが、資金

運用部からの借り入れは五分五厘の金

利を運用部のほうに払わなければなら

ないわけでござります。したがつて、

これも業務方法書できることでござ

りますが、現在探鉱融資の金利は七分

五厘を考へているわけでござります。

出資のゼロと、資金運用部の六分五厘

と七分五厘との差額が一応金融業務の

収入になるわけでございまして、この

十五億円を平年ベースに直しますと二

千八百万円くらいだと思います。ただ

し、三十八年度は中途から発足いたし

ますので、いろいろ経費がかかりま

す。もちろん赤字になると思ひます。

三十八年度、過渡的にはそういうこと

で、収益を上げるのが目的ではござい

ませんが、事業団としては、採算に

乗つて運営していくつもりでございま

す。

○阿部竹松君

収益を上げることが目

的でないことは当然のことであつて、

お説のとおりだと思うわけですが、た

だ私の考へているのは、この法律が今

通つてことしの八月ごろからお始めに

なるのか、九月からお仕事をなさるか

わからぬけれども、人的構成もでき

ります。

○政府委員(川出千速君)

融資規模は

いるのです。

○政府委員(川出千速君)

私、答弁を

一つ落としたわけでござりますが、融

資の期限あるいは据置期間、これもこ

の業務方法書の内容になるわけです

が、その構造をちょっとお聞きし

たいのですがね。

おかげになりました中小鉱山が大手企業というのが貸付の相手方の問題になります。それから利率は現在年七分五厘として考えておるわけであります。

三十九年度中で使うわけでござります。

○阿部竹松君 そうしますと、三十八年度で十五億の金を貸して、あとはもう融資する分はないということになりますと、結局来年出資なり融資の額が将来きまらぬければ一年で金を貸してしまって、あとは依然として理事長以

ざいます。償還期間は先ほど申しましたように、最長十年ぐらいを考えておるわけでございます。これは從来鉱山企業にはなかつた長期の金融であろうかと思います。据置期間は、これも償還期限の長短に応じまして、一年とか二年とか三年とかということで、具体的な貸付事情に応じてきまるべきものと想ひます。償還の方針、担保を用ひます。償還の方法、金利、償還期間は、あとは依然として理事長以下回収係として黙つて待つておる、こうしたことになりますね。こういう極端な場合はおそらくないかもしませんが、これは来年のことを考えてことし法律をきめるわけにはいきませんから、現時点できめれば十五億ことしで貸してしまう、来年は一錢もない、こういう特點もあるわけですね。

る事項等、これは金融をする場合に、均等償還であるとか、そうでないといふことをきめるわけでござります。いずれにいたしましても、事業団が設立されて、即刻この内容を詳細にきめてもらつて、大臣の認可を得ることになつておるわけでござります。

○阿部竹松君 さいせんのお話です
と、二億の出資並びに十三億の融資、
これが明年度また増額するやに承つて
おるわけですが、それは来年度の話で
すから明確にわかつておらぬわけでござ
いまして、そうしますと、ことし何
月から貸し出し始められるかわかりま
せんが、やはり一年ぐらいで大体貸し
出し終了するわけですか、それとも来
年増額するかわからぬので、最初の年
は五億とか、そういうようなことはな
いわけですね。

○阿部竹松君 ところが川出さん、
さいせん川上さんがいみじくもおつ
しやつておりました北海道地下資源開
発株式会社、これは北海道開発庁の関
係なんで、当時の開発庁長官の石井さ
んがここへ來いろいろとわれわれに
御説明下さった、ことしは五億円で

唯一の実力者の石井さんのおっしゃることですから、来年また五億ふえるだらうと思つたところが一錢もふえないと。そうしますと、来年ふえるだらうことです。そこで国会で議案の審議を行なうことは今までの前例からみてもはなはだ危険なことです。そうしますと、三十八年度に十五億の全財産を融資してしまうと、だらうといふその融資が再度国会で議決されなければけつこうだけれども、議決されない場合もあり得るんですから、今までの前例で今申し上げましたとおり。そうすると、来年以後は借りた金は、あなたのおっしゃるとおり一年では採鉱事業打ち切らぬでしよう、しかし事業團という機関は、もう一年で大体業務の九九%終わるということになつて、あとは成果を見守つて融資金額の回収を待つばかり、こういう結果になるのかもしれませんね。

唯一の実力者の石井さんのおっしゃることですから、来年また五億ぶえるだろうと思つたところが一錢もふえないとおもつたんです。そうしますと、来年ふえるだらうことを当てにして、ここで国会で法案の審議を行なうことは今までの前例からみてもはなはだ危険な考えです。そつしますと、三十八年度に十五億の全財産を融資してしまうと、どういうその融資が再度国会で議決されなければけつこうだけれども、議決されない場合もあり得るですから、今までの前例で今申し上げましたとおり。そうすると、来年以後は借りた金は、あなたのおっしゃるとおり一年では探鉱事業打ち切らぬでしょう、しかし事業団という機関は、もう一年で大体業務の九九%終わるということにならうのかもしれませんね。

○政府委員(川出千選君) そういうふうでは絶対にございません。御心配のようなことはもう絶対にないわけでござります。ただ出資のことになりますと、これはなかなかそう簡単にはいかないかもしれませんですが、これは資金運用部の借り入れに大半を依存をして

ておるわけでござります。融資規模は多くなることはありましても、それがゼロになるということは、これはもう絶対にあり得ないわけでございまして、私は確信しております。

も、さいぜんの話のようにならぬのを。
見がなかなか法案になつて現われてゐるのだよ。あなたを信用するしないでなく、川出個人は信用するけれども、鶴田山局長という立場が——なかなか池田総理と約束しても、阿部君それはあのときはあるとき、このときはこのときはいう事例もあるんだから、そのときはしからぬと言つて追及してみたところでしようがないですから、僕らそういう前例を何回もなめてきているから。
そうすると、これは毎年出資するといふ条項をどつかに入れてもらわないと困る、そのくらい自信おありだつたら、絶対大丈夫だといふんだから、法文のどこかに。ことし二億円と書いたありますね。そこで来年は、年ごとにとか、年々とか、各年とか、というううに入れてもらわなければ——そのくらい自信あるのだつたら入れてもらうことによつて私どもも安心して、全く賛成できるわけですがね。

も、さいぜんの話のようになつたのぢ
見がななかなが法案になつて現われてこ
ぬのだよ。あなたを信用するしないでこ
なく、川出個人は信用するけれども、舗
山局長といふ立場が——なかなか池田一
総理と約束しても、阿部君それはあの
ときはあのとき、このときはこのときと
いう事例もあるんだから、そのときは
しからぬと言つて追及してみたところ
でしようがないですから、僕らそうい
う前例を何回もなめてきているから。
そうすると、これは毎年出資するとい
う条項をどつかに入れでもらわないと
困る、そのくらい自信おありだつたら
ら、絶対大丈夫だといふんだつたら、
法文のどこかに。ことし二億円と書いた
てありますね。そこで来年は、年ごと
にとか、年々とか、各年とかといふう
に入れてもらわなければ——そのく
ことによつて私ども安心して、全く
賛成できるわけですがね。

○政府委員(川出千遠君) 私先ほど由
し上げましたのは、出資についてはい
ろいろ問題があるかもしませんとい
うことを申し上げたわけございまし
て、融資規模の点については絶対にそ
ういうことはないということを申し上
げたわけでございます。

なお、法文から申しますと出資の規定は第四条にござります。事業團の資本金は二億円として政府が全額出資するという規定が置いてございます。二項で「政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業團

四条の二項に置いてあるわけでござります。
○阿部竹松君 そのできるということ
が鉱山局長だめなんですよ。やらなければ
ならないと、こういう条文でないと。できると書いてあるからといつて、やらなくてでも別に何ら法文上の責
任も何もしてないことですから。やらなければならぬ、こう書くとあなたの御答弁と全く一致するわけです。でき
るということはやらなくてもいい、できなくてもよろしいということに通ずる
わけですから。

社がこれによって対象になりますか。全部というわけにはいきませんでしょう、大手といっても、局長の構想をお尋ねしたいわけですが、何しろ金額が十五億円でございますから、相当な金額と考へるわけですが、しかし、探鉱事業といふものは一社でも数億の金を使ふものですから、これは事業と比較すると微々たるものだ、こういうことにも考へられますので、大体対象とする山とか場所あるいは会社、ここまでおわかりにならぬでも、どのくらいが大体恩典に浴せるか、こういう点をお尋ねしたいのです。

○政府委員(川出千速君) 企業の数は約二十社程度かと思います。鉱山の数は、一企業でたくさんの中山を持つておりますので、ちょっと即答いたしかねますが、企業の数では二十社ぐらいかと思います。

○阿部竹松君 そうしますと、最前、御答弁では業務に携わる人が二十名足らずの人ですから、お仕事なかなか困難です。したがいまして、あなたのほうの、それぞれ北海道とかあるいは東北、四国、近畿というように、それぞれ鉱山局の出店があるかどうかわからませんけれども、通産局がそれぞれ全国にばらまかれている。そこが調査をするとか、あるいはそこから申請するとか、あるいはそういうことで業務を分担するんですか、それともあくまで何名か、さいぜんおつしやったわずかな人員でもって一切がつさない事務処理をやられるのですか。

○政府委員(川出千速君) 現在のこところ、探鉱事業団のスタッフで一切の事務を処理するつもりでおりますけれども、具体的な鉱山の実態その他について

て調査を必要とする場合があり、かつ、探鉱事業団の人員では不足するような場合があれば、通産省としましても応援する場合もあるかと思ひますけれども、現在では探鉱事業団のみで一切がつさいの仕事をやるつもりでおります。

○阿部竹松君 この融資の対象になるのは、業務方法書でいろいろと記載されるわけでしょうが、大体お考えは、やはり埋蔵量とか、これから探鉱に融資するわけですが、これから探鉱して当然だらうということと融資はできなからう。したがつて、現在のそれぞれの会社の成績がきわめて重要なやはり判断資料になると想うのですが、そうすると、やはり現在相当量の埋蔵が現時点ですでにわかつておるとか、あるいはパーセンテージの多く含有した、亜鉛、鉛、銅、すず、こういうところの鉱脈をお持ちになつてゐるとか、こういうところが、現時点の採算が対象になるのですか、それともそういう現時点の鉱脈なりあるいは何%とかいふ、銅がどれだけあるとかというようなことがなくとも、この対象になるのですか、いずれかお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(川出千速君) 探鉱には危険が伴なうわけでござりますから、特に非常な新地——新しい土地に鉱脈を見つけるというような場合には、地下のことでござりますのでわからない場合も当然あるかも知れないわけでございます。したがつて、ある程度危険は伴なうということを覚悟して融資をしますから、その担保となりますのは、必ずしもその探鉱する場所のきわめて有望であるとか、きわめて危険であ

るとかいうことよりも、企業の全体の信用をもとにしなければならないかと思います。しかし、具体的に融資する場合には、どこの土地のどういうところをどういう計画で探鉱するということも、もちろん重点に考えなければならないかと思います。しかし、具体的に融資する高いうから融資しないというわけには、探鉱融資事業団としての本来の機能をむしろ失なつてくるわけでございます。そういうことはできないかと思つております。

○阿部竹松君 その方式はよくわかりますが、そうなりますと、たとえば三菱は北海道の下川とかあるいは精錬所を秋田、大阪あるいは直島を持っておる、これは心配ないのだ、方々の山に探鉱費を出してやつても、住友という会社企業の内部には、新居浜を初め大きな場所を持つておるから、これはたとえば、福島県の八幡の探鉱費を貸してやつても心配ない、こういうことになって、大企業の会社は借りることができるでしょう。しかし、今、局長の御答弁できわめて不安になってきたのは、そういう大企業のほかに、現場を持つておらぬ中小の上あるいは大手の下、つまり炭鉱でいうとボーダー・ライイン、それがたまたまとにかく一千万円あるいは一千名のワクによって対象になった。しかし、現実にこの業務方法書によつてスポットを当ててみたら、これはとっても危なくて貸すことができるない。こういうのが、二十九くらいの対象会社があるというのですが、そういうことが起きませんかね。もし起きたとすれば、当然それは今申し上げましたワクで、三億円の補助金対象には該当しない。十五億の融資のほう

の対象には企業診断ではねられていぐ
というようなことで、ちょうど何とか
してもらいたいというようなところが
実際に何ともしてもらえない、こうい
う危険性がある。ようやく今の答弁で感じ
たわけですが。

○政府委員(川出干速君) さようなこ
とのないような、運用をいたすもり
であります。

なお、金融だけならほかの機関でも
やりようがあるのでないかと先ほど
川上委員からお話ししがあったわけなん
でございまます。その点もいろいろ研究
したわけでございますけれども、探鉱
融資に関する限り、ほかの金融機関等
にやりますと、今阿部先生の御指摘の
ような問題がありまして、なかなか融
資をして得る道は開いても融資はしな
いということで、専門の探鉱融資事業
團に踏み切ったわけでございまますの
で、さようなことのないようによ用を
いたしたいと考えております。

○阿部竹松君 そうしますと、融資に
しても出資にしても、いずれにしても
国の金ですから、まあ最初から危ない
ということがわかつて出すというわけ
には、これは不可能でしょうねけれど
も、しかし、ある程度の幅は、一般の
市中銀行とかその他の銀行と違つて、
この仕事を理解して融資をする、こう
いうふうに理解していくよろしいわ
けですか。

○政府委員(川出干速君) そのとおり
でございまして、そのため事業團を
作ったわけでござります。

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたし
ますが、それに若干関連するわけです
が、そうなりますと開発銀行から融資
を受けておるとか、一般市中銀行から

融資を受けておる、こういうところがたくさんあるらうかと思ひます。そこで、年末融資とか中小企業へ融資をやりますね、石炭山でもメタル山でも、メタル山の場合はたくさんはなかつたのですが、石炭山にたくさん例があるのです。政府が特別に中小企業に対し、北海道、九州にかけて十五億とか二十億融資する。一般市中銀行がごそっとその金を自當てに返済を迫る、あるいは自分の今まで毎年融資すると言つてはいた約束を果たさない、こういうところがあるわけです。したがいまして、そういうようなことはおそらく起きないと、いうように考えておきたいわけですが、そういう危険が今までに何回もあったわけなんですが、そういう点は心配ないです。

この場合も、融資する場合に、探鉱で
すから坑道掘さくもありましよう、必
ずボーリングと限つておりませんが、
ここにとにかく一千万円融資してほし
いというときには、自分のほうでも一
千万円必要とするのか、三千万円の
事業をするというときには、もう融資
の金額のみによってその事業をやつて
もよろしいということで融資をするも
のか、つまり呼び水ですね、自分の手
持ち資金、これが全然ないというよう
な場合にも融資するかどうか、こうい
うことです。

模のものを大製鍊所を作つて、二つ一緒にしてしまえという意向も出しておりましたし、いろいろ方法はあるかと思いますが、その点はいかがですか。

○政府委員(川出千速君) 採鉱促進のためには、鉱山の採鉱設備、選鉱設備、製鍊設備等の合理化、近代化がこれまた非常に重要でございます。このたまには、既存の金融機関の融資の対象になるわけでござります。開発銀行、あるいは東北開発金融公庫、あるいは中小企業金融公庫等から、從来も金融がなされておりましたが、自由化に備えて、從来に増して大幅にこれを充することにいたしております。

○阿部竹松君 次にお尋ねいたしましたが、さいぜんお尋ねいたしました地下資源開発株式会社ですね。あれは今どのくらい業務をなすっているわけですか。去年おそらく発足しましたので、あまり仕事をなさつておらぬと田うわけですが。

○政府委員(川出千速君) 昨年の夏を秋に発足いたしたかと思いますが、海外開発株式会社の業務は海外の鉱山の探鉱開発でございます。まず調査、探鉱の段階が第一番の仕事でございまして、昨年の暮れに二ヶ月にわたりまして、数名の人を南米に派遣をいたしました。そこで、チリ、ボリビア、ペルー等數箇鉱山を調査をして参りました。その中でございまして、埋蔵量は確認をされましたが、有力候補を見つけまして、これはある程度探鉱がすでに済んでいる山を中心とす

なお、本年の計画といたしましては、東南アジア地区を調査することになつております。まだ具体的なスケジュールはきまつておりますが、そういうことで、すでに活発に仕事を開始しているわけでございます。
○阿部竹松君 最後にお尋ねいたしましたが、前回の委員会でも局長さんに、こういう手当をしても、これはつぶれると金属鉱山もあるわけですから、そうすると、労働省のほうでは千四百名しか金属鉱山の貿易の自由化によってやめられるという方がないように計算を出して手当をしてもらう、きょうは社労委員会で金属鉱山の貿易の自由化によって休廃山、閑山になつて、山を去る離職者に対して石炭産業労働者と一緒に扱えという法律が通ったはずですが、それでも千四百名ではありませんが、それでも少ないような気がするのです。が、労働省の計算はそれだけですからね。こうして法律を作つて手当していただけば幾らか助かるかしれませんけれども、しかし、これとて今直ちに間に合うということではこれはございませんので、そういう点の対策は、これはもう労働省から承ることといたしまして、正確な数字でなくてけつこうで問題は労働省から承ることといたしまして、正確な数字でなくてけつこうですから、いろいろ手当をしているんだが、実際、通産当局、特に担当局である鉱山局はどのくらいの山がいかに手当をしても、やはり自由化の波といふか、あるいは自由化がなくとも、これは休廃山になる山もありましようから、大体幾つぐらいの山が通産省のこ入っている山があるかどうかといふことを、もしわかつておればお示し願い

なればならぬと思うわけですが、そういうことで、この法律もまあけつこうでしようが、これはとてもなかなかないことじどうしよう來年どうしようといふ法律じゃないわけで、しかしだ企業に意外なところから投資をしてもらうので、力もつこうということかもしれませんけれども、これだけではなかなか、局長さん、貿易の自由化に対応するといふことに私ならぬと思う。ですから、運賃の問題もあれば機械の問題もあれば、いろいろあるうかと思うのですが、何か名案はないですか。

○政府委員(川出千速君) 先ほど申し上げましたように、金属鉱物の需要そのものは着実に伸びるわけでございまして、離職者の数をなるべく少なくする、鉱山を体質改善して発展させていくというのが鉱業政策の基調でございます。そのため探鉱の促進をはかります。そのため探鉱事業団を作りました。それから鉱山のいろいろな設備を近代化するために開発銀行その他の政府金融機関からの融資を大幅に拡充いたしました。なおかつ、やむを得ず出て参りました離職者に対しましては、石炭と同じというわけには参りませんのですが、なるべく石炭に準ずる離職者対策措置を講じていただき、これは労働省のほうの関係でございますが、そういうことでございます。

なお、価格の問題あるいは需給の安定という問題、これは自由化とはむしろ矛盾する課題でござりますけれども、これを暫定的に関税制度なり、あるいは需要業界との話し合いをうまく進めるために、現在まだ国会に提案しておりませんが、鉱業安定臨時措置法というのを政府部内で相談をしており

まして、内容がまとまりましたら、御提案の運びにいたしたいと考えております。そういういろいろな施策を総合いたしまして、鉱業政策の目的を達したいというふうに考えておる次第でございます。

○阿部竹松君

私はときどき川出局長さんからいろいろ意見を承っておりまますので、もう一回で終わるとしますが、昨年の事務次官の前の次官が鉱業政策問題に関連して、計算センターというものを作つて対策を立ててはどうかという意見がありました。それからいぜん川上委員から質問されて出たような構想も通産省にあったやに承る。しかし、そういう構想が次から次へと出てきては消え出てきては消え、最終的には一金融機関と言つては恐縮なんですが、こういう法案が出てくるといふことは、きわめて遺憾なんです。いい案がなかなか通産省で省議として決定して閣議に現われてこない、こういうところが遺憾なことだと常に考えておるわけですが、一回に百パーセントの効率を上げないまでも、将来のためにひとつ努力をしていただきたいと思いますが、なぜ通産省で次から次へといい案が出ても消えるのか、立ち消えになってしまつて、国会へ出てくる法律はあまり仮作つておるけれども魂入れずについた法であるというようになりますので、その点だけ承つて質問を終わります。

○政府委員(川出千速君)

いわゆる徳永構想と申しますが、銅についての計算あるいは価格・ペール構想といふのは立ち消えになつたわけではないわけでございまして、現在需要業界と鉱山業界との間に当時よりももっと具体的に

話がされておりまして、近く結論が出る運びになることを期待しておるわけでございます。

○久保等君

関連質問を一、二。先ほどいろいろ質疑を承っておりますと、この融資の対象会社は約二十社くらいというお話をあつたのですが、それは

結局大企業・大手あるいはこれに準ずる会社が二十社くらいしかないということですか。

○政府委員(川出千速君)

そうでござります。そしてその部分が生産量から申しますと、国内鉱山の八割程度を占めておるというところでございます。

○久保等君

非常に大きなウエートを持っております。

○久保等君

これらは会社が、今日あたり、約一年間にこの探鉱関係の資金の需要を、一年間大体何件くらい、金額にしてどの程度の需要があるものですか、金額と件数おわかりになりますか。

○政府委員(川出千速君)

件数のほうはちょっとわからないわけでございま

すが、鉱山全体の探鉱と申しますと、三十六年の実績推定で約七十億程度でございます。しかしこの七十億の中にはこの融資事業團の対象でない、いわゆる常業探鉱と申しますのを含めていふと思います。新鉱床のいわゆる本来の探鉱はそのうち四割程度でございます。したがつて、二十七、八億でございます。これは中小鉱山も、すべて企業を含めて言つておるわけでござりますと、さらに減りまして、二十億くらいということになるかと思いま

す。

○久保等君

私も先ほど来、阿部委員

の言っておられたような感じを強くす

るのですが、それは要するに、十数名で十五億程度の金貸しをやる、簡単に

言えば、そういった内容だと思うので

すがね

しかし、何かせつかり単独法

を作つて、十四、五人くらいで金貸し

をやるというような程度のこと

で、せつかり単独の事業團を作るのなら、

もう少し探鉱事業そのものをやられる

とかなんとかいうことを考えていかな

いと、せつかり事業團を作つても、人

数はたつた十四、十五人、金額は年間十

五億程度と、こういうことになると、

むしろそういうものを特に作る必要

はないのじやないかという意見もある

うかと思うのですがね。もちろん

よりはあつたほうが探鉱関係の融資が

非常に円滑にいくという理

由もあつ

る

うかと思

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

次に、討論中に述べられました、近藤君提出の附帯決議案を議題といたします。

近藤君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致と認めます。よって近藤君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました附帯決議につきまして、福田通産大臣から発言を求めておりますので、これをお許します。

○委員長(赤間文三君) ただいま決定いたしました附帯決議につきましては、政府はその御趣旨にのつとりまして善処いたしたいと存じます。

午後三時二十四分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託されました。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)

一、中小企業振興資金等助成法の一
部を改正する法律案(予備審査の

ための付託は二月十一日)
一、中小企業近代化促進法案(予備審査のための付託は二月十一日)

中小企業振興資金等助成法の一
部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院の修正部分)

第一条及び第二条を次のように改める。

第一条 中小企業振興資金等助成法の一
部を改正する法律案

第一条(目的)

この法律は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「中小企
業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

中小規模の事業者であつて政令で定めるもの

をいう。

この法律において「中小企業設
備近代化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次条各号に掲げるもの

をいう。

この法律において「中小企業設
備近代化資金融通特別会計法」を

第三条の規定による国への納付金は、中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十八年法律第

号)第三条に規定する貸付金の償還金とみなす。

前項において準用する改正後の

第十三条の規定による国への納付金は、中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十八年法律第

号)第三条第一項の規定により定められる中小企業者の範囲は、國の中小企業に關する法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

(経過措置)

第二条 改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国から定められる法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

3 第二条(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(暫定措置)

第二条 改正後の第三条第一項の規定により定められる中小企業者の範囲は、國の中小企業に關する法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

(経過措置)

第二条 改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国から定められたものとする。

(経過措置)

主たる事業として営むもの

この法律において「中小企業高度化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次条各号に掲げるもの

をいう。

この法律において「中小企業設備近代化資金融通特別会計法」を

第三百四十九条の三第十六項中

「中小企業振興資金等助成法」に改めるとする。

前項において準用する改正後の

第十三条の規定による国への納付

金は、中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十八年法律第

号)第三条第一項の規定により定められたものとする。

貸付事業」とあるのは「中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第

号)による改正前の第三条第一項に規定する事業」と、「國からの補助金」とあるのは「同項の規定による補助金」と読み替えるものとする。

〔激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正〕

〔中小企業振興資金等助成法〕に改めるとする。

第三百四十九条の三第十六項中

「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業振興資金等助成法第三条第四号」に改める。

〔中小企業振興資金等助成法〕に改めるとする。

〔中小企業振興資金等助成法第三条第四号〕に改めるとする。

第七十三条の二十七の五第一項

中「中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号」を「中小企業近

代化資金助成法第三条第四号」に改めるとする。

〔中小企業振興資金等助成法〕に改めるとする。

〔中小企業振興資金等助成法第三条第四号〕に改めるとする。

営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに法令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 第二条の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方策を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

3 中小企業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一号）の一部を次のように改訂する。

第三条第一項中「政令で定める業種」を「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第号）」の第一項を次のように改訂する。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

○重機償却促進のため重機賃貸共同企業振興の法制化に関する請願

（第二一五九号）

○中小企業工場集団化制度に関する請願（第二一六五号）

○物価上昇反対に関する請願（第二一七〇号）

○中小企業近代化審議会に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え

2 前項の規定による業種の指定は、昭和三十八年六月三十日ま

で行なうものとする。

第四条第三項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。

第五条から第十条までを次のように改める。

第五条から第十条まで 削除

第十条第三項中「審議会」を「中

小企業近代化審議会」に改める。

中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次の

ようにより改正する。

第三条第一項第七号の三中「中

小企業業種別振興臨時措置法」を「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第号）」及び中小企

業業種別振興臨時措置法」に改め

る。

第五条第一項中「中小企業振興

審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 中小企業近代化審議会につい

ては、中小企業近代化促進法の定めるところによる。

ることによつて税金を免除すること、但し協同組合は政府の保証する組合資

号）（第二一七九号）（第二一八〇号）（第二一八一号）（第二一八二号）（第二一八三号）（第二一八四号）（第二一八五号）（第二一八六号）（第二一八七号）（第二一八八号）（第二一八九号）（第二一九〇号）（第二一九一号）（第二一九二号）（第二一九三号）（第二一九四号）（第二一九五号）（第二一九六号）（第二一九七号）（第二一九八号）（第二一九九号）

産証券を発行し、出資した重機所有者に引き当てる。（ロ）政府は多額の資金を要する重機の共同購入及び共同整備等のため、商工組合中央金庫又は中小企業金融公庫に対し、別わくの融資金を準備し、必要に応じて補助金を支給し、協同組合による重機賃貸業の発展を育成すること、等の助成措置を講ずること。（二）大中企業者の共同体重機については、大中企業者の共同体制に

なる重機ブル構想の早期実現を計り、共同体重機賃貸には、（イ）重機

（第二二〇〇号）（第二二〇一号）（第二二〇二号）（第二二〇三号）（第二二〇四号）（第二二〇五号）（第二二〇六号）（第二二〇七号）（第二二〇八号）（第二二〇九号）（第二二一〇号）

○政府のインフレ助長策及び公共料金値上げ認可反対に関する請願（第二二〇〇号）（第二二〇一号）（第二二〇二号）（第二二〇三号）（第二二〇四号）（第二二〇五号）（第二二〇六号）（第二二〇七号）（第二二〇八号）（第二二〇九号）（第二二一〇号）

○競走事業労働者の保障に関する請願（第二二一一号）

○就業率上昇に対する請願（第二二一〇号）

である。

第二一六八号 昭和三十八年三月十日受理

千名 請願者 東京都板橋区常盤台三ノ二三 成瀬正子外二

紹介議員 加藤シヅエ君

池田内閣が成立して所得倍増のかけごともとに、高度経済成長政策がとらえられて以来、公共料金を先頭に物価が上がり出し、それから三年間、消費者物価は上がりつづけている。ガソリン代の値上げ、配給米値上げ等に国民の家計に大きな打撃を与えている。物価上昇は政府の財政経済政策から必然に生ずる結果であり、三十八年度予算案について見ても通貨膨脹によつて一段と金般的な物価上昇となることが予想されるところであるから、国民の総意に基づいてすみやかに財政経済政策を再検討し、公共料金、独占價格を引き下げ、物価の安定をはかるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

物価値上げ反対に関する請願

千名 請願者 東京都板橋区常盤台三

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。

第二一七〇号 昭和三十八年三月十日受理

八名 請願者 東京都中野区天神町一四 新井文樹外千三百

紹介議員 千葉千代子君

この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。

第二一七〇号 昭和三十八年三月十日受理

利市 請願者 井川伊平君

この請願の趣旨は、第二一七九号と同じである。

第二一七〇号 昭和三十八年三月十日受理

千葉千代子君

この請願の趣旨は、第二一七九号と同じである。

第二一七〇号 昭和三十八年三月十日受理

新井文樹外千三百

紹介議員 井川伊平君

この請願の趣旨は、第二一七九号と同じである。

請願者 東京都中野区鷺宮六ノ 七四六 武田ソノ外七 百八十名	物価値上げ反対に関する請願
紹介議員 森 元治郎君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	請願者 静岡県田方郡伊豆町 関野 鈴木忠外二千名
第二一七一号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 東京都練馬区南田中町 二八九 鈴木みよ子外 千三百五十名	請願者 東京都北区赤羽五ノ 一、〇六五 田中行外 二千名
紹介議員 北村 暢君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 大倉 精一君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一七二号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 東京都北区赤羽五ノ 一、〇六五 田中行外 二千名	請願者 愛知県一宮市瀬部清水 二四ノ三 平井正久外 二百五十名
紹介議員 松本 賢一君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 大倉 精一君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一七三号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区新宿町四 ノ一、〇六〇 宮下四 郎外六百十四名	請願者 名古屋市千種区南ヶ丘 一ノ二二 遠山芳子外 千百三十四名
紹介議員 松本 賢一君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一七四号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区新宿町四 ノ一、〇六〇 宮下四 郎外六百十四名	請願者 福岡県北九州市小倉区 汐入町四ノ一 岡崎清 子外二千名
紹介議員 永岡 光治君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 藤原 道子君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一七五号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 東京都北区赤羽五ノ 一、〇六五 田中行外 二千名	請願者 福岡県北九州市門司区 桜町七丁目 西本政子 外二千名
紹介議員 矢山 有作君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 矢山 有作君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一七六号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 東京都北区赤羽五ノ 一、〇六五 田中行外 二千名	請願者 福岡県田川市西区川宮 旭町三棟 立林昌条外 二千名
紹介議員 岡田 三郎君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 岡田 三郎君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一七八号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 大阪市大淀区吉山町一 三 山中不美子外二千 名	請願者 福岡県田川市西区高住 町 岩本貞義外二千名
紹介議員 野上 元君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 藤田 藤太郎君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一八一号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 福岡県北九州市小倉区 糸屋町一九六 古海シ ズ外二千名	請願者 福岡県大牟田市船津町 一丁目 橋本スギエ外 二千名
紹介議員 亀田 得治君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 松澤 兼人君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一八二号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願
請願者 福岡県田川市東区三井 三坑元町 潤満美子外 二千名	請願者 福岡県大牟田市新勝立 町一丁目 浦野美智子 外二千名
紹介議員 林 虎雄君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第二一八六号 昭和三十八年三月十 一日受理	物価値上げ反対に関する請願

第一回受理	昭和三十八年三月十日	第二回受理	昭和三十八年三月十日
請願者 福岡県大牟田市龍潮瀬町一八 石田利勝外二千名	紹介議員 中田 吉雄君	請願者 福岡県筑紫郡春日町千歳町 江島善吾外二千名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 中田 吉雄君	請願者 福岡県筑紫郡植木町庄	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
紹介議員 山本伊三郎君	名 南 茄武キミエ外二千名	請願者 福岡県直方郡植木町庄	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 山本伊三郎君	請願者 福岡県筑紫郡春日町千歳町 江島善吾外二千名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第一回受理	昭和三十八年三月十日	第二回受理	昭和三十八年三月十日
物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 横川 正市君	物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 大和 与一君
請願者 福岡県大牟田市浪花町一三〇 市川スマ子外二千名	紹介議員 杉山善太郎君	請願者 福岡県筑紫郡春日町千歳町 江島善吾外二千名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 杉山善太郎君	請願者 福岡県筑紫郡春日町千歳町 江島善吾外二千名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第一回受理	昭和三十八年三月十日	第二回受理	昭和三十八年三月十日
物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 渡辺 勘吉君	物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 大和 与一君
請願者 福岡県久留米市国分町七一〇 福田正外二千名	紹介議員 犀谷スミ子外二千名	請願者 福岡県筑紫郡春日町千歳町 江島善吾外二千名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 犀谷スミ子外二千名	請願者 福岡県筑紫郡春日町千歳町 江島善吾外二千名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第一回受理	昭和三十八年三月十日	第二回受理	昭和三十八年三月十日
物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 小柳 勇君	物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 阿部 竹松君
請願者 福岡県嘉穂郡幸賀町三郷田米外二千名	紹介議員 小柳 勇君	請願者 東京都世田谷区等々力町二ノ一七 矢野静子外八千二百六十五名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 小柳 勇君	請願者 東京都八丈島八丈町字仲之郷 沖山勝利外二千名	この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。
第一回受理	昭和三十八年三月十日	第二回受理	昭和三十八年三月十日
物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 成瀬 檻治君	政府のインフレ助長政策及び公共料金値上げ認可反対に関する請願	紹介議員 大河原一次君
請願者 東京都港区青山北町五ノ二〇 男谷花子外二千名	紹介議員 成瀬 檻治君	請願者 北海道旭川市四ノ一谷口広外四百二十名	この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 成瀬 檻治君	請願者 北海道旭川市四ノ一谷口広外四百二十名	この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。
第一回受理	昭和三十八年三月十日	第二回受理	昭和三十八年三月十日
物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 羽生 三七君	政府のインフレ助長政策及び公共料金値上げ認可反対に関する請願	紹介議員 大河原一次君
請願者 小石原 江口一外千九百九十九名	紹介議員 羽生 三七君	請願者 福岡県北九州市若松区小石原 江口一外千九百九十九名	この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 羽生 三七君	請願者 福岡県北九州市若松区小石原 江口一外千九百九十九名	この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。
第一回受理	昭和三十八年三月十日	第二回受理	昭和三十八年三月十日
物価値上げ反対に関する請願	紹介議員 米田 熟君	政府のインフレ助長政策及び公共料金値上げ認可反対に関する請願	紹介議員 外二千名
請願者 埼玉県北足立郡大和町一、八七七 田口孝外二千名	紹介議員 米田 熟君	請願者 福岡県北九州市門司区宮原利町四丁目 小出美代子外二千名	この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。	紹介議員 米田 熟君	請願者 福岡県北九州市門司区宮原利町四丁目 小出美代子外二千名	この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。

